市川市 財政部長 金子 明

令和3年度一般会計12月補正予算(第11号)のポイント

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることを踏まえ、国が令和3年度補正予算(第1号)案とし て閣議決定した、高校3年生までの児童を養育している世帯に対する「子育て世帯への臨時特別給付(先 行給付金)」や、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしを支援するための「住民税非課税世帯等に対す る臨時特別給付金」に加えて、本市独自の支援策である「いちかわ生活よりそい臨時特別給付金」について補 正予算を編成する必要が生じたことから、本定例会に追加の補正予算を提案するものです。

☆歳出予算 12,102,075 千円

【歳出予算の内訳】

1. 子育て世帯の支援

3,181,297 千円

① 子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)

全額国が負担

3,181,297 千円

給付金: 3,166,400千円 〔予算の内訳〕

事務費: 14,897千円

〔対象〕 0歳から高校3年生までの児童の保護者等(所得制限あり)

〔給付金額〕 児童1人あたり5万円(63,328人)

※平成15年4月2日から令和4年3月31日までに出生した児童

※使途を限定した5万円相当のクーポンに係る経費は除く

2. 生活・暮らしの支援

8,920,778 千円

① 住民税非課税世帯等臨時特別給付金

全額国が負担

市独自

4,847,182 千円

4,073,596 千円

777 000 TI

047-712-8595

〔予算の内訳〕 給付金: 4,750,000千円

> 事務費: 97,182千円

〔対象〕 住民税非課税世帯等

〔給付金額〕 1世帯あたり10万円(47,500世帯)

② いちかわ生活よりそい臨時特別給付金 〔予算の内訳〕

給付金: 4,000,000千円

73,596千円 事務費:

所得200万円以下の住民税課税世帯等 〔対象〕

1世帯あたり10万円(40,000世帯) 〔給付金額〕

☆歳入予算 12,102,075 千円

【歳入予算の内訳】

→ 1H

① 中稅	2,773,000 十円
② 国庫支出金	8,028,479 千円
③ 繰入金 (財政調整基金繰入金)	1,016,028 千円
④ 繰越金	284,568 千円

【問い合わせ先 1-(1) こども政策部 こども福祉課 課長 渡部 薫 047-712-8539

> 2-(1), (2) 福祉部 福祉政策課 課長 池田 孝広 047-712-8546 補正予算について 財政部 財政課 課長 遠山 忠

市川市 ごも政策部長 大平 敏之

令和3年度一般会計補正予算(第11号)における「子育て世帯への臨時特別給付 (先行給付金)」の支給について

〇事業目的

新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として、国より「子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)」を支給するものです。

なお、来年春の卒業・入学・新学期に向けて、子育てに係る商品やサービスに利用できる、クーポンに つきましては、国からの通知があり次第、可能な限り速やかに対応してまいります。

〇事業概要

(1)予算の内訳

給付金: 3,166,400千円、 事務費: 14,897千円

(消耗品費: 329千円、通信運搬費: 9,068千円、手数料: 5,500千円)

- ※全額国庫負担
- ※事務費のうち、委託料は予備費にて対応

(2)支給額

児童1人当たり一律5万円(対象児童数:63,328人)

(3)支給対象者

下記に記載のある対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者等

(4) 支給対象児童

以下のいずれかに該当する者

- ① 令和3年9月分の児童手当(本則給付)の支給対象となる児童
- ② 令和3年9月30日時点で平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの児童(高校生等) ※養育している者が児童手当 本則給付相当の受給者並びにそれに準ずる者
- ③ 令和4年3月31日までに生まれる児童手当(本則給付)の支給対象児童(新生児)

(5) 支給時期及び支給方法

- ①については、令和3年12月27日(月)支給予定(申請不要)
 - ※公務員は要申請
 - ※①のうち、高校生がいる世帯については、市が把握している範囲で併せて支給
- ②・③については、令和4年2月以降の見込み(要申請 1月申請受付開始予定)

(問合せ先)

こども政策部 こども福祉課長 渡部 薫 TFL 047-712-8539 報道機関 各位

福祉部長 小泉 貞之

令和3年度一般会計補正予算(第11号)における 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業及び いちかわ生活よりそい臨時特別給付金事業の実施について

O事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、国の制度として現金を給付します。また、国の制度による給付金を受けられない方々にも、同様の主旨により市の単独事業として現金を給付します。

〇事業概要

(1) 国の給付金【住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金】

事業費総額:4,847,182 千円

·給付費: 4,750,000 千円

対象:約47,500世帯(令和3年度の市民税が非課税である世帯等)、

1世帯当たり10万円

·事務費: 97,182 千円

(2) 市単独の給付金【いちかわ生活よりそい臨時特別給付金】

事業費総額 4,073,596 千円

・給付費: 4,000,000 千円

対象:約40,000世帯(令和2年中の世帯合算した所得金額が200万円以下の課税世帯等 *上記(1)の給付金の対象と同じ所得階層にありながら、世帯構成の差により課税世帯となり、当該給付金を受けられない

方々を対象)、1世帯当たり10万円

·事務費: 73,596 千円

«問合せ先»福祉部 福祉政策課長 池田 孝広 TEL 047-712-8546